

出願維持年金納付の期限徒過の場合にリマインダ送付が
EP 代理人の「相当の注意義務」に含まれるか

2016年02月15日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EP 特許出願プラクティスによれば、手続期限を徒過した場合であっても、出願人による期限徒過救済の請求により、当該欧州特許出願が権利の失効を免れて元の手続がその後も EPO に係属するという効果をもたらす救済措置を講ずることが可能です (Article 121(1) EPC)。

Article 121(1) EPC が規定する手続続行の請求期間である 2 ヶ月を徒過した場合、権利喪失に関する Communication (Rule 135(1)) を EPO から受領しますが、最早、Article 121(1) EPC 下の救済を受けることはできません。このような場合であっても、あらゆる相当の注意 (all due care) を払ったにもかかわらず期限徒過してしまったと認められた場合、Article 122 EPC 下の権利の回復による救済の余地があります。

なお、Article 122 EPC 下の権利の回復請求は、Article 121 EPC に基づく手続の続行が利用可能である期間、及び、権利回復請求のための期間に関しては認められません (Article 122(4)、Rule 136(3))。このように、Article 122 EPC 下の権利の回復請求は、専ら、Article 121EPC によっては救済されない手続についての最後の救済手段であり、Article 121EPC 下で救済されない手続期限の徒過の場合に行われます。

以下に、最近の審決例を参照し、出願維持年金納付の期限徒過に関しリマインダが絡む場合における EP 代理人の「相当の注意義務」とは何かについて説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.